

平成 29 年度山梨県地域活性化協働事業費補助金募集要項

1 目的

この補助金は、NPOなど営利を目的としない民間団体と県や市町村、企業等の多様な主体との協働を推進するとともに、民間団体が地域の課題を自主的に解決していく事業や活動（以下「事業等」という。）を支援することにより、地域の活性化を図ることを目的とします。

2 補助の対象となる事業

次の分野に該当する事業で、補助対象事業費が30万円以上の事業を対象とします。

- (1) まちづくりの推進を図る事業
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る事業
- (3) 環境の保全を図る事業
- (4) 教育・文化・スポーツの振興を図る事業
- (5) 国際化の推進を図る事業
- (6) 地域の安全を図る事業
- (7) その他地域の活性化に資するものと知事が認める事業

3 募集要件

行政課題・社会的課題（県又は市町村からのテーマ、NPOからの自由テーマ）に対して、NPOと県や市町村が適切な役割のもと、共通の目的をもって協働して実施することで相乗効果をあげる事業で、県及び市町村から提案するテーマは、「別表1」のとおりです。

なお、多様な担い手が協働して地域の諸課題の解決に当たる仕組みを活用し、協働して行う事業となることが望まれます。

（注1）協働とは、各事業実施主体者がお互いの特性を認め、対等な立場で共通する目的を達成するため連携・協力することをいいます。

4 補助の対象とならない事業

申請する事業が、次の項目のいずれかに該当する場合は補助の対象になりません。

- (1) 補助対象事業費が30万円未満の事業（予算額だけでなく、決算額も含む）
- (2) 行政機関、財団法人、民間企業など他の機関から助成を受ける事業
- (3) 営利を目的とした事業
- (4) 団体等の構成員等特定の者を対象とした事業
- (5) 県外で実施する事業
- (6) 親睦会などのイベント
- (7) 政治又は宗教布教を目的とする活動及びそれらの活動との連動性や一体性を持つ事業
- (8) 定期的な地域固有の伝統的祭典
- (9) 恒例的に実施している事業
- (10) 飾花事業
- (11) その他補助金の目的にそぐわない事業等

5 応募資格

次の要件全てに該当する団体とします。

県又は市町村とNPO等を含む2者以上が協働して行う事業であること

山梨県内に事務所を有し、かつ県内で自主的に活動している営利を目的としない民間の団体（法人格の有無は問いません）

10人以上で構成されていること

成人が代表者になっていること

組織の運営に関する規則（会則等）があること

宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦支持反対することを目的とした団体ではないこと

山梨県暴力団排除条例（平成23年4月1日施行）第9条に基づく「山梨県の事務事業から暴力団を排除する措置のための指針」2 - （4）に規定する暴力団等ではないこと

6 補助額、補助回数、補助事業の実施期間

- (1) 補助額は、補助の対象となる事業費の1/2以内で100万円を限度とし、予算の範囲内で決定します。
- (2) 採択件数は、予算の範囲内で助成するため、10件程度の予定です。
- (3) 補助回数は、制限を設けませんが、新規団体を優先して採択します。
- (4) 補助事業の実施期間は、交付決定を受けた日から平成30年3月31日までとします。

7 補助の対象となる事業費

事業実施に必要な下表の経費が補助の対象になります。

区 分	経 費 の 例 示
謝 金	演奏者、講師、アドバイザーなどへの謝礼
旅 費	演奏者、講師、アドバイザーなどへの旅費
消耗品費	舞台、看板などの装飾代、材料費、用紙など消耗品の購入費
印 刷 費	パンフレット、ちらし、ポスター、賞状、報告書などの印刷費
修 繕 費	事業目的を達成するのに必要不可欠な備品等の修繕費
借 上 料	音響、照明などの機器、会場、自動車などの借上代
郵送運搬費	事業等に係る郵送料、機器の運搬費
保 険 料	イベント等の保険
備品購入費	事業目的を達成するために必要不可欠な備品の購入費。ただし、1件あたり10万円以内とし、総額20万円以内とする。

(注1) 食糧費、事務費・人件費等の経常的な運営費、研修旅費、恒久的な施設の維持・整備費などは補助対象になりませんのでご注意ください。

(注2) 講師謝金等の源泉徴収税額については、下記ホームページにてご確認ください。

・国税庁 HP <http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/fukko/index.htm>

8 募集期間

平成29年4月3日(月)から平成29年5月26日(金)まで

9 提出先

山梨県庁県民生活・男女参画課 NPO・人権担当(〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1)

10 提出方法

持参又は郵送で提出してください。(郵送の場合は、当日消印有効)

11 提出書類

- (1) 交付申請書(様式第1号)
 - (2) 事業計画書(様式第1号の2)
 - (3) 収支予算書(様式第1号の3)
 - (4) 申請団体調書(様式第1号の4)
 - (5) 規約等
 - (6) 会員名簿(氏名、読み仮名、住所、生年月日等を記載すること)
 - (7) 協働団体名簿(様式第1号の5)
 - (8) 誓約書(様式第1号の6)
 - (9) 団体の活動内容や過去の事業実績がわかる書類(パンフレット・チラシ類、総会資料等)
- ・この他に提案事業を理解するため、参考となる書類の提出をお願いすることがあります。
 - ・提出いただいた書類は、お返しできません。
 - ・書類作成に必要な経費は、NPO等の自己負担になりますので、ご了承ください。
 - ・申請様式は県ホームページからダウンロードできます。

(<http://www.pref.yamanashi.jp/kenmin-skt/31315204541.html>)

12 審査

- (1) 審査は、書類審査、選考委員会審査の順で行います。
- (2) 書類審査では、申請していただいた事業が応募要件に合致しているか判断します。合致していないと判断された事業は、選考委員会審査の対象となりませんのでご承知ください。
- (3) 選考委員会審査は、平成29年6月頃に山梨県庁で実施する予定です。なお、審査会では1団体あたり10～15分程度で、事業の説明、質疑応答等を行います。出席に必要な費用は、NPO等の自己負担となりますので、ご了承ください。

13 選考基準

交付は、以下の選考の基準を重視し、予算の範囲内で決定されます。

- 地域において、事業の成果が広く地域住民に還元される地域貢献性・公益性の高い事業であること
- 県や市町村等と協働することにより、相乗効果が得られる事業であること
- 団体の特性・専門性を活かし、社会に新たな仕組みを生み出す期待ができる事業であること
- 実施体制、事業計画、スケジュールから判断し、実効性が高い事業であること
- 経費の内容が事業の内容に見合っており、積算が妥当であること
- 書類の作成及び整理能力があり、組織体制及び財政状況などから、多様な主体との協働事業を成し遂げる力を有していること
- 補助終了後も自立した取り組みとして活動の継続が期待できること
- 様々な活動に広がる可能性や多様な主体との連携の広がりを期待できる事業であること
- 参加する関係NPO等の活動基盤強化（力量形成）等が事業に盛り込まれていること
- 事業の実施状況や成果を広く県民に発信していくことができること

14 情報の公開

県では、この補助事業の「公平性」及び「透明性」を確保するため、企画の募集、選考結果などを公開します。なお、採択された事業は、応募団体名や事業の概要などを県のホームページ等で公開します。

15 実績報告書の提出

事業が終了してから1ヶ月以内、又は平成30年4月10日のいずれか早い日までに実績報告書を提出していただきます。

16 その他

- (1) 事業計画、収支予算書、団体調書は選考の基本的な審査資料となります。その内容が採択後大幅な変更が生じることのないよう、十分に検討した上で作成してください。
- (2) 補助対象経費の決算額が30万円未満となった場合には、補助金が交付されません。

17 個人情報の取扱

記載していただいた個人情報は、山梨県地域活性化協働事業費補助金に係る事務のために利用し、他に利用することはありません。

18 お問い合わせ

山梨県県民生活部県民生活・男女参画課 NPO・人権担当

住所：〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1

電話：055-223-1351 / FAX：055-223-1320

電子メール：kenmin-skt@pref.yamanashi.lg.jp